

介護保険制度の創設を民間の立場から推し進めたさわやか福祉財団会長の堀田力さん(85)は、この20年をどう見ているのか。成果と課題、今後のあるべき姿について聞いた。

最大の狙いは、介護が必要になっても家族に過大な負担をかけるに生きていけるよう、社会全体で支えることだった。この点は、完璧ではないものの大きな成果を上げた。制度がなければ、介護を原因とした離婚や離婚が今よりも多く、介護を受けられずに亡くなる人も相当数出ていたのではないかと。もう一つの狙いは、施設や病院、自宅で行われてきた高齢者を寝かせきりにするような人権

さわやか福祉財団会長

堀田力さんに聞く

地域で助け合う共助今こそ



田中秀敏撮影

を無視した介護方法を改めること。不適切な身体拘束の根絶までできていないが、全体としては本人主体のサービスに大きく変化した。住み慣れた自宅な

ほった・つとむ 1934年生まれ。91年に検査官を退官。96年、評論家の樋口恵子さんとともに、市民団体「介護の社会化を進める一方人市民委員会」の共同代表に就任し、介護保険制度の創設を固く働きかけた。

れ、24時間体制で在宅生活を支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などの新しいサービスも生まれた。在宅医療も広がり、医療職と介護職が連携して、自宅での暮らしを支える体制も整ってきている。だが、ここ数年、制度維持が難しくなってきた。少子高齢化や核家族化が進んで、家族が高齢者を支える力が落ち、財源も逼迫している。当初、65歳以上の介護保険料の負担の上限は、

月5000円程度だろうと言われていた。それが、今や全国平均で5869円。20年前の2911円から倍増している。人手不足という大きな課題も立ちだかっている。介護職の賃上げやロボット、ICT(情報通信技術)の活用も重要だが限界がある。外国人の活用も、世界中で高齢者が急増する中、人材を送り出す側の国も人が足りなくなっていく。財源と人材。この二つの問題を解決するには、一人一人が行政任せではなく、「自分たちで助け合わないと幸せになれない」と自覚し、行動する必要がある。経済中心の社会になり、自助と公助の力が弱くなり、地域で助け合う共助の力が失わ

れてきた。例えば、身体介助はプロの介護職に任せ、料理や掃除などの生活支援や介護予防は、地域住民が有償ボランティアなどで助け合い、やれるところまでやるのはどうだろうか。自宅で幸せに暮らし続けるのは、介護保険サービスだけでは難しい。施設に入るにしても、お金の足りない人は、ゆかりのない地方の安いところに入らざるを得なくなるだろう。住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいと望んでいるのは、高齢者だけではない。介護保険の枠組みを超え、子ども、障害者、生活困窮者、誰もが地域の支え合いの中で暮らせる共生社会を実現することが今、求められている。

数字で見る 介護保険の 軌跡



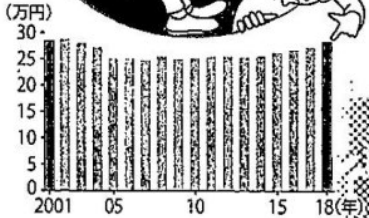
介護職の
平均賃金

28万2565円
(18年)

28万3947円
(2001年)

1382円減↓

ほとんど変わって
いないなあ...

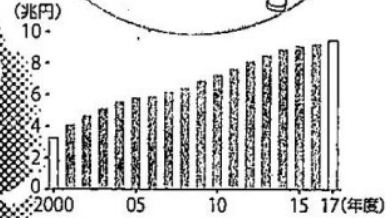


9兆4400億円
(17年度)

給付費

6兆2000億円増↑

3兆2400億円
(2000年度)



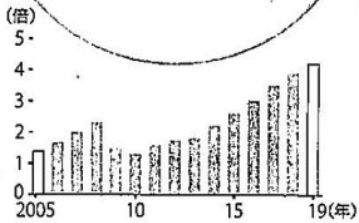
介護関係
職種の有効
求人倍率

4.20倍
(19年)

2.82倍増↑

人手が
足りない

1.38倍
(2005年)

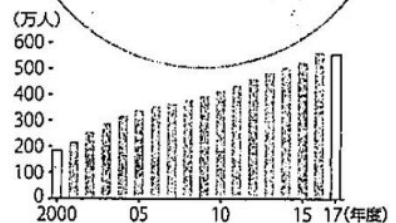


サービス
利用者数
(月平均)

553万人
(17年度)

369万人増↑

184万人
(2000年度)



2000年	介護保険制度開始
05年	介護保険法改正(予防重視のシステムへ転換)
06年	高齢者虐待防止法施行
07年	不正請求が発覚した訪問介護大手「コムスン」が撤退
08年	介護保険法改正(コムスン問題を受け、不正防止対策を強化)
	リーマン・ショックによる世界的な不況
11年	東日本大震災
13年	厚労省が認知症高齢者を462万人と推計 特需の待機者が52万人に
14年	介護保険法改正(特需の入所基準が要介護3以上に)
15年	安倍首相が「介護職ゼロ」を表明
17年	介護保険法改正(所得に応じて自己負担割合を3割に)

※厚生労働省の資料などを基に作成

介護保険制度は、それまで家族が担ってきた介護の「社会化」を目指したものだ。制度の浸透と高齢化の進展で、介護サービスの利用者は、制度開始時と比べて約3倍の553万人(月平均、2017年度)まで増えた。これに伴い、財源確保や介護人材の不足といった問題も深刻化している。

■財源
財源は40歳以上の保険料と、国や自治体の負担でまかなわれ、利用者は原則1割の負担で、サービスを受けられる。制度創設前は、主に低所得者など一部の人向けだった介護サービスを、介護の必要性を示す「要介護度」の認定を受けて、いはい、誰でも利用できるようになった。

しかし、利用者の増加で、給付費も急増。スタートから数年で、給付費の抑制を迫られる事態になり、05年には介護の必要度が低い人に筋力トレーニングなどを促す「介護予防」が導入された。

その後も、給付抑制の流れは続き、14年の法改正で比較的安い料金で利用できる特別養護老人ホームへの入所基準が要介護1以上から、原則3以上に厳格化され、高所得者の自己負担割合は2割に、さう一部の高所得者は17年の法改正で3割に引き上げられた。

■サービスの多様化
介護保険制度ができて、民間事業者も、介護業界に参入するようになった。創設前と比べて、訪問介護やデイサービスなど、

介護サービスの種類も最も充実した。利用者が受けたい介護を「選べる」時代になった。

ただ、市場が一気に拡大する中、問題となったのは、事業者の質だった。07年には訪問介護大手「コムスン」が、虚偽の申請や報酬の過大請求などの不正を行っていたことが発覚して撤退するなど、介護サービスへの信頼を揺るがす事態になった。

サービス供給が需要に追いついていない面もある。13年に、特需に入居を希望しても入れない「待機者」が全国で約52万人を超え、19年4月時点でも約32万6000人が待機している。

都市部と地方でサービスの隔在も起き、住み慣れた地域で暮らし続けたという希望は必ずしも実現できない状況もある。介護を理由とした離職者は、年間約10万人に上っている。

利用者数3倍、介護職の賃金低迷

制度がスタートした当初は、介護人材がこれほど不足するとは想定されていなかった。

介護職の有効求人倍率は4・20倍と、全ての職業の平均(1・45倍)を大きく上回る。人手が足りな

いことを理由に閉鎖したり、受け入れを制限したりする事業所もある。背景の一つには、介護職の賃金の低さがあり、全産業の平均を10万円程度下回っている。介護人材の確保のため、国は09年度以降、数回にわたって処遇改善策を施行したが、賃金はほぼ横ばいのままだ。

■人手不足
制度がスタートした当初は、介護人材がこれほど不足するとは想定されていなかった。

介護職の有効求人倍率は4・20倍と、全ての職業の平均(1・45倍)を大きく上回る。人手が足りな

いことを理由に閉鎖したり、受け入れを制限したりする事業所もある。背景の一つには、介護職の賃金の低さがあり、全産業の平均を10万円程度下回っている。介護人材の確保のため、国は09年度以降、数回にわたって処遇改善策を施行したが、賃金はほぼ横ばいのままだ。

いことを理由に閉鎖したり、受け入れを制限したりする事業所もある。背景の一つには、介護職の賃金の低さがあり、全産業の平均を10万円程度下回っている。介護人材の確保のため、国は09年度以降、数回にわたって処遇改善策を施行したが、賃金はほぼ横ばいのままだ。